

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目	24-20	学校教育の取扱い	関係項目			
調整方針	1 小学校、中学校については、現行のとおりとする。 2 奨学金貸付制度については、渋川市の例により、給付制度については、新市において調整する。 3 通学バス運行については、現行のとおりとし、遠距離通学児童・生徒通学費補助については、渋川市の例による。(協議会にて修正あり) 4 学校給食に係る、調理施設及び配送先等については、当面の間、現行のとおりとし、給食費については、新市において調整する。			5 幼稚園については、次のとおりとする。 (1) 公立幼稚園の保育料については、渋川市の保育料を基本に合併後5年を目途に調整する。 (2) 送迎マイクロバスの運行については、現行のとおりとし、その利用料は、北橋村の例による。 (3) 減免制度については、新市において調整する。 (4) 私立幼稚園及び私学奨励については、現行のとおりとする。		
現 況						
1 小・中学校の概要						
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村
(1)小学校の概要 【H15.5.1現在】	小学校 ・学校数 6校 ・学級数普通 96クラス 特殊 9クラス ・児童数 2,820人 ・施設状況 一般校舎 32,757㎡ 屋体講堂 5,324㎡ プール 2,755.9㎡ 柔剣道場 なし 敷地面積 121,542㎡ ・給食実施状況 共同・完全給食 6校	小学校 ・学校数 1校 ・学級数普通 6クラス 特殊 1クラス ・児童数 190人 ・施設状況 一般校舎 3,243㎡ 屋体講堂 987.87㎡ プール 325㎡ 柔剣道場 なし 敷地面積 12,946㎡ ・給食実施状況 単独	小学校 ・学校数 1校 ・学級数普通 6クラス ・児童数 115人 ・施設状況 一般校舎 2,342㎡ 屋体講堂 825㎡ プール なし 柔剣道場 なし 敷地面積 10,430㎡ ・給食実施状況 共同・完全給食 1校	小学校 ・学校数 3校 ・学級数普通 30クラス 特殊 3クラス ・児童数 736人 ・施設状況 一般校舎 9,693㎡ 屋体講堂 2,449㎡ プール 1,075㎡ 柔剣道場 なし 敷地面積 16,424㎡ ・給食実施状況 共同・完全給食 3校	小学校 ・学校数 5校(分校含む) ・学級数普通 27クラス 特殊 3クラス ・児童数 667人 ・施設状況 一般校舎 12,178㎡ 屋体 3,651㎡ プール 2,050㎡ 柔剣道場 なし 敷地面積 57,852㎡ ・給食実施状況 共同・完全給食 5校	小学校 ・学校数 2校 ・学級数普通 19クラス 特殊 2クラス ・児童数 634人 ・施設状況 一般校舎 7,318㎡ 屋体講堂 2,038㎡ プール 25×11.5m 15×7m 25×7m 10×9m 657.5㎡ 柔剣道場 なし 敷地面積 34,884㎡ ・給食実施状況 単独・完全給食 2校
(2)中学校の概要 【H15.5.1現在】	中学校 ・学校数 4校 ・学級数普通 50クラス 特殊 8クラス ・生徒数 1,500人 ・施設状況 一般校舎 20,338㎡ 屋体講堂 5,199㎡ プール 1,500㎡ 柔剣道場 651㎡ 敷地面積 89,443㎡ ・給食実施状況 共同・完全給食 4校	中学校 ・学校数 1校 ・学級数普通 3クラス 特殊 1クラス ・生徒数 93人 ・施設状況 一般校舎 2,309㎡ 屋体講堂 1,026㎡ プール 325㎡ 柔剣道場 443㎡ 敷地面積 23,746㎡ ・給食実施状況 単独	中学校 ・学校数 1校 ・学級数普通 3クラス 特殊 1クラス ・生徒数 60人 ・施設状況 一般校舎 2,174㎡ 屋体講堂 766㎡ プール 59㎡ 柔剣道場 なし 敷地面積 9,015㎡ ・給食実施状況 共同・完全給食 1校	中学校 ・学校数 1校 ・学級数普通 12クラス 特殊 1クラス ・生徒数 388人 ・施設状況 一般校舎 4,574㎡ 屋体講堂 2,613㎡ プール 400㎡ 柔剣道場 なし 敷地面積 10,502㎡ ・給食実施状況 共同・完全給食 1校	中学校 ・学校数 2校 ・学級数普通 13クラス 特殊 2クラス ・生徒数 387人 ・施設状況 一般校舎 7,302㎡ 屋体 1,310㎡ プール 750㎡ 武道場 180㎡ 敷地面積 35,181㎡ ・給食実施状況 共同・完全給食 2校 南中体育館は社会体育施設 1,743㎡	中学校 ・学校数 1校 ・学級数普通 10クラス 特殊 1クラス ・生徒数 344人 ・施設状況 一般校舎 3,529㎡ 屋体講堂 1,127㎡ プール なし 柔剣道場 なし 敷地面積 16,499㎡ ・給食実施状況 単独・完全給食 1校
2【調整理由】 ・教育の機会均等を図るため、制度の充実している渋川市の例による。 ・給付制度は、伊香保町独自の制度であるため、新市において調整する。 3【調整理由】 ・通学バス運行については、各市町村で、設置に至る経緯があるため、現行のとおりとする。 ・遠距離通学児童生徒通学費補助については、交付税の算定基準が小学校4km、中学校6kmであること、補助額が充実していることから、渋川市の例による。 【課題】 ・通学バスについては、北橋村が実施していないため、地域格差が生じる。 ・赤城村については、補助対象者の範囲が狭まるので、住民の理解を得る必要がある。 4【調整理由】 ・調理施設及び配送先等については、センター職員の配置、供給する給食数等の調整が必要となるため、当面、現行のとおりとする。 ・給食費は、公平性の観点から、統一することが望ましいので、新市において6市町村の平均的な額で統一する。 【課題】 ・施設が老朽化している調理場もあることから、新市発足後速やかに、共同調理場を建設する必要がある。新共同調理場は、学校規模、配送距離を考慮し、新市に2～3箇所が望ましい。						

協議項目		24-20	学校教育の取扱い		関係項目			
現					況			調整理由・課題
2 奨学金制度								
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	5【調整理由】 ・ 保育料については、各市町村で相違があるので、総務省の地方財政計画の単価(6,100円)に近い渋川市の保育料を基本に段階的に統一する。 ・ 送迎利用料については、北橋村の額が平均であるため。 ・ 保育料の減免制度は、減免対象者の公平性の観点から、統一することが望ましいので、新市において調整する。 ・ 私立の幼稚園については、渋川市のみ施設であるため、渋川市の例による。 【課題】 ・ 保育料及び送迎については、周知徹底を図り、住民の理解を得る必要がある。	
	渋川市奨学金貸与条例(貸与) 高等学校:月額10,000円 専門学校:月額15,000円 大学:月額25,000円 (返還) 卒業後1年据え置き後、貸与年数の2倍に相当する期間内に割賦又は年賦により返還 (平成14年度実績) 高校1名、大学1名	伊香保町奨学金貸与条例(貸与) 高等学校、専門学校、大学共に月額20,000円 (返還) 卒業後1年据置後、貸与年数の2倍に相当する期間内に割賦または年賦により返還 (平成14年度実績) 専門学校1名 伊香保町奨学基金の設置管理及び給付に関する条例(給付) 高等学校:月額5,000円 (平成14年度実績) 8名	なし	子持村奨学金貸与条例(貸与) 高等学校:月額10,000円 (返還) 卒業後1年据え置き後、貸与年数の2倍に相当する期間内に割賦又は年賦により返還 (平成14年度実績) 高校2名	なし	なし		
3 児童・生徒通学支援								
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村		
(1)通学バス運行事業	渋川市通学バスの設置及び管理に関する条例 ・路線数 3路線 ・実施状況 業者委託 2路線 直営 1路線 (市有マイクロバス2台、臨時運転手2人) ・利用対象者 小学児童 概ね4km以上 中学生徒 概ね6km以上 ・利用方法 定期券及び回数券 ・15年6月利用者数 小学生79人中学生28人	伊香保町スクールバスの設置及び管理に関する規程 ・路線数 1路線 ・実施状況 (町のタウンバスを利用) ・利用対象者 スクールバスを利用をできる者は、水沢地区から通学する児童生徒とする ・利用料 無料	小学校児童遠距離の送車運行管理規程 ・路線数 1路線 ・実施状況 直営 (村有軽自動車1台、運転手嘱託1名) ・利用対象者 走行距離は5km以上とし、該当者の申し出により運行を行う。 ・利用料 月額2,000円	子持村有スクールバス・巡回バス運行管理規程 ・路線数 4路線 ・実施状況 直営 (村有マイクロバス4台、臨時運転手8人) ・利用対象者 おおむね2キロ以上を原則とした利用対象地区に住んでいる小・中学生 ・利用料金 無料	赤城村スクールバス運行規則 ・路線数 1路線 ・実施状況 直営 (村有マイクロバス1台、運転手嘱託1名) ・利用対象者 棚下地区の小、中学生 ・利用料金 無料	なし		
(2)遠距離通学児童・生徒通学費補助	渋川市遠距離通学児童・生徒通学費補助金要綱 ・対象者 小学児童 概ね4km以上 中学生徒 概ね6km以上 ・補助額 第1子 年13,800円 第2子 年15,600円 第3子以降 年17,400円	なし	なし	なし	赤城村児童生徒遠距離通学者補助要綱 ・対象者 小学児童 3km以上 中学生徒 5km以上 ・補助額 小学児童 年8,000円 中学生徒 年17,000円	北橋村児童生徒等遠距離通学費補助金交付要綱 ・対象者 赤城山地区の小中学生 ・補助額 (バス運賃の3分の1) 小学児童 年11,300円 中学生徒 年21,200円		

協議項目		24-20 学校教育の取扱い		関係項目				調整理由・課題
現				況				
4 学校給食								
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村		
(1)調理施設	・渋川市学校給食共同調理場	・自校方式	・小野上村学校給食共同調理場	・子持村学校給食共同調理場	・赤城村学校給食共同調理場	・自校方式		
(2)配送先等	・小学校 6校 ・中学校 4校 計 10校	・小学校 1校 ・中学校 1校 計 2校	・幼稚園 1園 ・小学校 1校 ・中学校 1校 計 3施設	・小学校 3校 ・中学校 1校 計 4校	・小学校 5校 ・中学校 2校 計 7校	・小学校 2校 ・中学校 1校 計 3校		
(3)給食費	給食費 ・小学校児童 年額 41,600円 ・中学校生徒 年額 48,600円 ・小学校教職員 年額 41,600円 ・中学教職員・市職員 年額 48,600円	給食費 ・小学校児童 年額 42,000円 ・中学校生徒 月額 49,200円 ・小学教職員 月額 48,000円 ・中学教職員 月額 55,200円	給食費 ・幼稚園児 年額 42,000円 ・小学校児童 年額 42,000円 ・中学校生徒 年額 48,000円 ・幼稚園教員 年額 42,000円 ・小教職員 年額 42,000円 ・中教職員 年額 48,000円	給食費 ・小学校児童 年額 42,000円 ・中学校生徒 年額 48,000円 ・小中教員職員 年額 48,000円	給食費 ・小学校児童 年額 50,400円 ・中学校生徒 年額 55,200円 ・小学校教職員 年額 55,200円 ・中学校教職員 年額 55,200円	給食費 ・小学校児童 年額 42,000円 ・中学校生徒 年額 51,600円 ・小教職員 年額 42,000円 ・中教職員 年額 51,600円		

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		24-20	学校教育の取扱い		関係項目		調整理由・課題
現				況			
5 幼稚園							
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村	
(1)公立幼稚園	公立幼稚園 2園 ・対象 3～5歳児3年保育 ・保育料 月額5,900円 ・送迎 なし	廃園(平成14年度)	公立幼稚園 1園 ・対象 3～5歳児3年保育 ・保育料 月額2,000円 ・送迎 公立幼稚園マイカー送迎 ・送迎利用料 月額2,000円	公立幼稚園 2園 ・対象 3～5歳児3年保育 ・保育料 月額2,100円 ・送迎 公立幼稚園マイカー送迎(2台) ・送迎利用料 無料	公立幼稚園 4園 ・対象 3～5歳児3年保育 ・保育料 月額4,000円 ・送迎 公立幼稚園マイカー送迎 ・送迎利用料 無料	公立幼稚園 1園 ・対象 3～5歳児3年保育 ・保育料 月額4,000円 ・送迎 公立幼稚園マイカー送迎 ・送迎利用料 月額1,000円	
(2)公立幼稚園保育料減免制度	渋川市立幼稚園保育料減免規則(H15年度) (減免の対象) ・生活保護法の規定による保護を受けている世帯及び当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯 (減免額) ア)1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者 (第1子):年額20,000円 イ)同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者 (第2子):年額37,000円 ウ)同一世帯から3人以上就園している場合のア、イ以外の園児 (第3子以降):年額53,000円	なし	小野上村立かに石幼稚園保育料徴収条例 (減免の対象) ・非常災害の事由によって住家を失った者 ・家庭貧困であって、特に保育料免除の必要のある者 ・前記以外の者で、やむを得ない理由によって保育料の納付が困難と認められる者 ・引き続き3ヶ月以上の休園を許可された者 (減免額) ・保育料の全部又は一部	子持村立幼稚園保育料徴収条例 (減免の対象) ・非常災害の事由によって住家を失った者 ・家庭が経済的理由によって、特に保育料免除の必要のある者 ・前記以外の者で、やむを得ない理由によって保育料の納付が困難と認められる者 ・引き続き3ヶ月以上の休園を許可された者 (減免額) ・保育料の全部又は一部	赤城村立幼稚園保育料減免規程 (減免の対象) ・生活保護法の規定による保護を受けている世帯及び当該年度に納付すべき村民税の所得割が非課税となる世帯 (減免額) ・年額48,000円	北橋村立幼稚園保育料等徴収条例 (減免の対象) ・非常災害の事由によって住家を失った者 ・家庭が経済的理由によって特に保育料及び使用料免除の必要のある者 ・前記以外の者でやむを得ない理由によって保育料及び使用料の納付が困難と認められる者 ・引き続き3ヶ月以上の休園を許可された者 (減免額) ・保育料及び使用料の全部又は一部	

議案第50号参考資料(その5)

渋川地区市町村任意合併協議会の調整調書

協議項目		24-20 学校教育の取扱い			関係項目			調整理由・課題																						
現				況																										
細項目	渋川市	伊香保町	小野上村	子持村	赤城村	北橋村																								
(3)私立幼稚園	私立幼稚園 4園 ・対象 3・4・5歳児	私立幼稚園 なし	私立幼稚園 なし	私立幼稚園 なし	私立幼稚園 なし	私立幼稚園 なし																								
	<b>【渋川市】</b> 渋川市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱 <b>【H15年度】</b>			<b>【伊香保町】</b>																										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="3">年額補助限度額 (補助対象経費：入園料及び保育料の合計)</th> </tr> <tr> <th>1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者</th> <th>同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者</th> <th>同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯及び生活保護法の規定による生活保護を受けている世帯</td> <td>137,700円</td> <td>180,000円</td> <td>222,000円</td> </tr> <tr> <td>当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯</td> <td>104,900円</td> <td>157,000円</td> <td>209,000円</td> </tr> <tr> <td>当該年度に納付すべき市世帯の所得割課税の額(世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、所得割課税の合計額とする)が8,800円以下となる世帯</td> <td>80,400円</td> <td>141,000円</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>当該年度に納付すべき市世帯の所得割課税の額(世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、所得割課税の合計額とする)が102,100円以下となる世帯</td> <td>56,500円</td> <td>124,000円</td> <td>190,000円</td> </tr> </tbody> </table>			区 分	年額補助限度額 (補助対象経費：入園料及び保育料の合計)			1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児	当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯及び生活保護法の規定による生活保護を受けている世帯	137,700円	180,000円	222,000円	当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	104,900円	157,000円	209,000円	当該年度に納付すべき市世帯の所得割課税の額(世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、所得割課税の合計額とする)が8,800円以下となる世帯	80,400円	141,000円	200,000円	当該年度に納付すべき市世帯の所得割課税の額(世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、所得割課税の合計額とする)が102,100円以下となる世帯	56,500円	124,000円	190,000円	<b>【小野上村】</b>			
区 分	年額補助限度額 (補助対象経費：入園料及び保育料の合計)																													
	1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者	同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者	同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児																											
当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯及び生活保護法の規定による生活保護を受けている世帯	137,700円	180,000円	222,000円																											
当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	104,900円	157,000円	209,000円																											
当該年度に納付すべき市世帯の所得割課税の額(世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、所得割課税の合計額とする)が8,800円以下となる世帯	80,400円	141,000円	200,000円																											
当該年度に納付すべき市世帯の所得割課税の額(世帯構成員中2人以上に所得がある場合については、所得割課税の合計額とする)が102,100円以下となる世帯	56,500円	124,000円	190,000円																											
				<b>【子持村】</b>																										
				<b>【赤城村】</b>																										
				<b>【北橋村】</b>																										
(4)私学奨励 【H14年度決算】	私立幼稚園協会補助金 3,765,040円 私立幼稚園PTA協会補助金 190,000円	なし	なし	なし	なし	なし																								

協議項目	24-20 学校教育の取扱い	関係項目	
現 況		調整理由・課題	
6 先進地事例			
<p>西東京市</p> <p>《通学区域に関すること》 当面、現行のままとするが、市境の地域については、弾力的運用に努める。また、児童生徒数の動向を踏まえ、新市において速やかに小・中学校の適正規模、適正配置の検討と合わせて通学区域の見直しを行う。</p> <p>《児童・生徒の就学援助等に関すること》 国、都制度のため、現行のまま継続するが、新市において、速やかに基本的な方針を定める。中学校牛乳給食については、過去の経緯等に配慮しつつ今後調整する。</p> <p>《児童・生徒の健康管理に関すること》 合併後も現行の内容を継続して実施する。</p> <p>《就学時健康診断に関すること》 合併後も現行の内容を継続して実施する。</p>	<p>あきるの市</p> <p>《学校教育事業》 (1) 2市町同一のため現行のとおりとする。 (2) 育英資金貸付事業については、五日市町の例により地域を拡大して実施する。 (3) 給食事業については、合併年度の翌年度から給食費等の統一化を図るよう調整する。</p>	<p>篠山市</p> <p>《町立学校(園)の通学区域の取扱い》 通学区域については、現行のとおりとする。</p> <p>《学校教育関係の取扱い》 学校教育関係補助、助成及び奨学金制度については、新町においても実施することとし、内容については、合併時に調整する。ただし、遠距離通学助成は現行のとおりとし、新町において調整する。</p>	
<p>かほく市</p> <p>《小・中学校の通学区域》 通学区域については、現行のとおりとする。ただし、指定学校の変更については、保護者の申請により弾力的運用に努めるものとする。</p> <p>《学校教育事業》 1 児童生徒の就学援助等については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、修学旅行費は七塚町の例による。 2 就学金制度については、新市においても実施することとし、内容については、貸付方式の採用も検討し、合併時に調整する。 3 スクールバスの運行については、概ね通学距離が2Km以上の地区の小学生を対象に現在運行している学校で実施する。 4 遠距離通学費補助については、廃止する。 5 学校給食については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、給食費については合併年度の翌年度から高松町及び宇ノ気町の例による。 6 幼稚園就園奨励費補助、私立幼稚園運営費補助及び私立幼稚園施設整備費補助については、合併時に調整する。</p>	<p>さぬき市</p> <p>《小中学校・幼稚園の通学区域の取扱い》 当面現行のとおりとする。ただし、新市において通学区域の検討を行う。</p> <p>《学校教育の取扱い》 (1) 幼稚園 授業料及び入園料は、現行のとおりとする。保育時間は、新市において統一して実施する。給食は、現行のとおりとする。入園資格、定員及び学級数は、当面現行のとおりとする。ただし、新市において検討を行う。 授業料等減免及び私立幼稚園就園奨励費補助金については、国の基準により設定する。 (2) 各種委員会等 心身障害児就学指導委員会及び遠距離通学者等対策委員会は、新市において新たに設置する。 (3) その他事業 奨学金制度については、水準の高い町の例により実施する。なお、奨学金の額は、次のとおりとする。 [高等学校生徒、高等専門学校学生] 15,000円/月、貸付期間 5年以内 [大学学生、専修学校生徒] 37,000円/月、貸付期間 4年以内</p> <p>《学校給食の取扱い》 (1) 当面現行のとおりとする。ただし、新市において施設、給食費等の検討を行う。 (2) 運営委員会 新市において、新たに設置する。</p>	<p>東かがわ市</p> <p>《学校教育関係の取扱い》 (1) 奨学金については、新町に移行後、白鳥町の例により育英資金貸付基金を設置する。貸付条件等については、現行制度をもとに、合併時に統一する。 (2) 給食費については、新町に移行後単価を統一する。給食センターについては、各町とも老朽化が著しいため施設の近代化、衛生面の向上及び合理化を図ることを目的として統合する。 (3) スクールバスの運行については、現状の区域内で新町に引き継ぐ。 (4) 就学時健康診断、通学児童生徒の健康管理については、現行のとおり新町に引き継ぎ、小児成人病検査については、白鳥町の例により新町において、実施する。 (5) 平日の保育は、午後2時30分までとする。幼稚園の3歳児保育については、白鳥町の例により調整し合併時に統一する。 (6) 預かり保育については、保育に欠ける幼稚園児については、当分の間幼稚園において長期休業中も含め、午後6時まで実施し、預かり保育をしない日については、新市において調整する。預かり保育に係る保育料は、月額5,000円程度とし、新市において調整する。 (7) 小学校低学年の放課後児童対策については、既存の公立児童館及び各小学校の空教室において対応できるよう、新市において調整する。保育時間は、引田町の例による。まつばら児童館においては、学童保育を実施する。</p> <p>《使用料、手数料の取扱い》 (1) 幼稚園の入園料については、合併時に廃止する。 (2) 授業料については、合併時に白鳥町、大内町の例により統一する。 (3) 保育料は、合併時に引田町の例により統一する。</p>	